

議案第8号

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次に掲げる物を青少年の身体に使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>ア <u>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤</u></p> <p>イ <u>トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー</u></p> <p>一、<u>接着剤、塗料その他の物</u></p> <p>ウ <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある物</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。